

LRTの現状及び支援スキーム

平成30年1月12日

国土交通省 鉄道局 鉄道事業課

地域鉄道支援室長 安西 幸光



① 路面電車・LRT等の現状について

路面電車・LRT等の全国分布状況

○現在、国内では19社の軌道事業者が路面電車やLRT(次世代型の軌道交通システム)を運営



路面電車事業者一覧(19路線)

(平成29年4月1日)

事業者名	路線延長 (km)	年間輸送人員 (万人) (28年度)	軌道事業 営業収支 (百万円) (28年度)	低床式車両の 導入時期
札幌市交通局	8.9	905	▲444	H24年度
函館市企業局	10.9	581	▲317	H13年度
東京都交通局	12.2	1,667	▲265	—
東京急行電鉄	5.0	2,051	▲147	—
富山地方鉄道	7.6	507	134	H21年度
富山ライトレール	7.6	200	▲58	H18年度
万葉線	12.9	116	▲83	H15年度
福井鉄道	3.4	125	▲240	H17年度
豊橋鉄道	5.4	308	▲17	H20年度
京阪電気鉄道	21.6	1,704	▲1,447	—

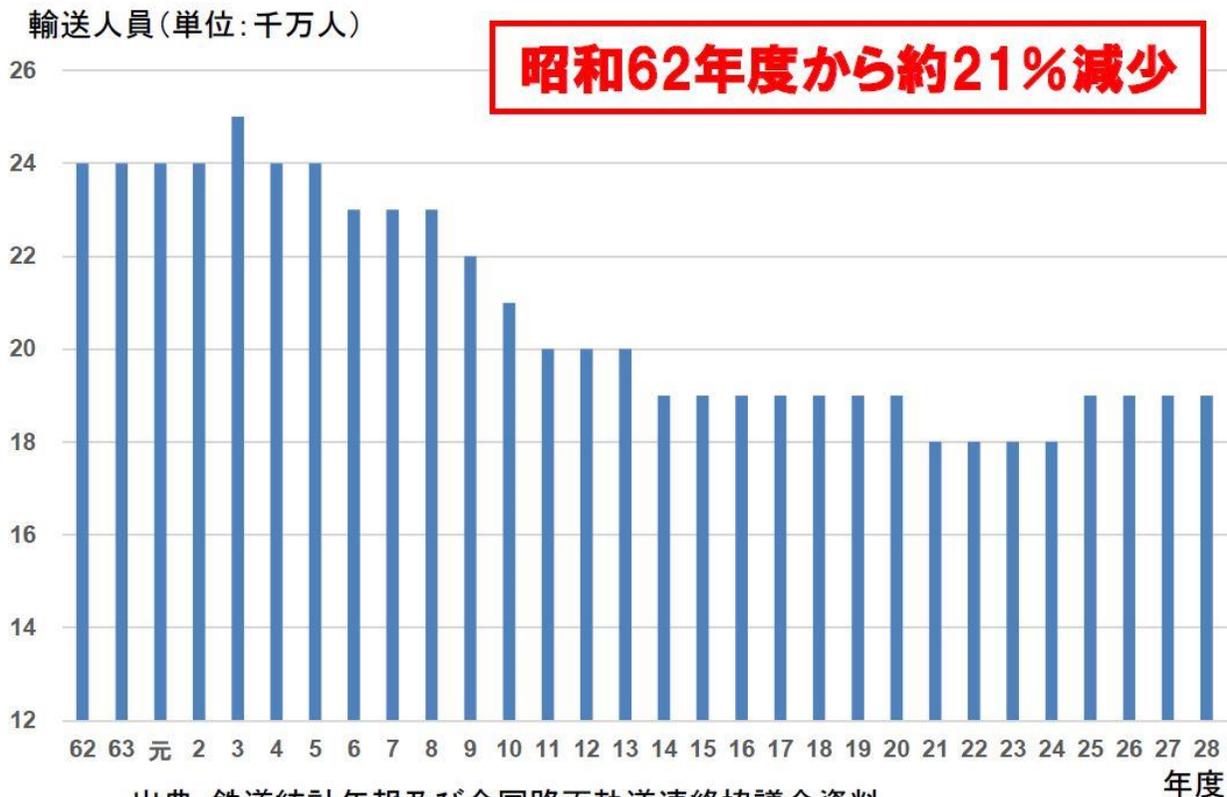
事業者名	路線延長 (km)	年間輸送人員 (万人) (28年度)	軌道事業 営業収支 (百万円) (28年度)	低床式車両の 導入時期
京福電気鉄道	11.0	785	▲54	—
阪堺電気軌道	18.5	799	▲75	H24年度
岡山電気軌道	4.7	380	▲64	H14年度
広島電鉄	19.0	3,968	▲60	H11年度
伊予鉄道	9.6	701	▲76	H13年度
とさでん交通	25.3	608	5	H13年度
長崎電気軌道	11.5	1,665	▲63	H15年度
熊本市交通局	12.1	1,071	▲365	H9年度
鹿児島市交通局	13.1	1,091	▲254	H13年度
合計	220.3	19,231	▲3,890	

出典) 全国路面軌道連絡協議会資料

軌道事業者(路面)19社局の現状

■ 軌道事業者（路面）の輸送人員は逡減傾向にあり、約9割の事業者が赤字。

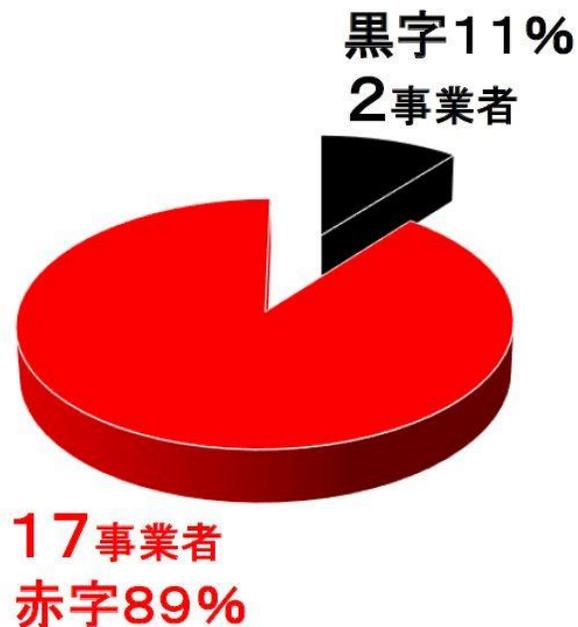
輸送人員の推移



出典:鉄道統計年報及び全国路面軌道連絡協議会資料

※昭和63年度以降に開業した事業者を除く18社

営業収支 平成28年度



出典:全国路面軌道連絡協議会資料

② 路面電車・LRT等に対する支援

LRTの整備に対する総合的な支援スキーム

地方公共団体等向け

- ・公設部分
- ・事業者への間接補助 等

社会資本整備総合交付金

LRTの走行空間（走行路面、停留所等）、施設の整備等に対し総合的に支援

国費率：国 5.5/10等

【交付対象者】地方公共団体等

事業者向け

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業

（交通サービス利便向上促進事業）

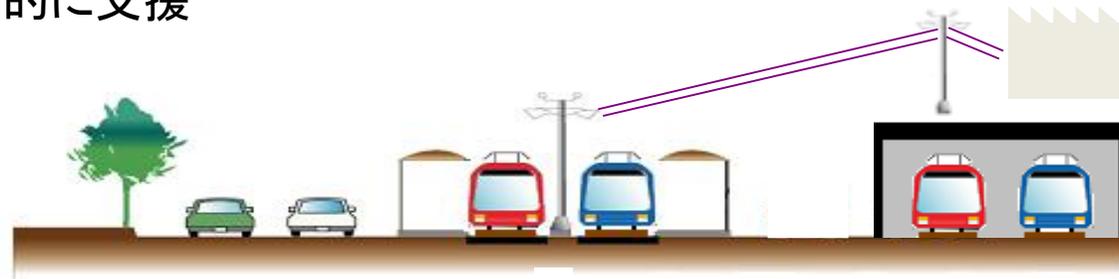
LRTシステムの構築に不可欠な施設（低床式車両、制振レール、車庫、変電所等）の整備に対して補助

補助率：国 1/3等

【補助対象者】鉄軌道事業者



上下分離方式などさまざまな官民の役割分担によるLRT整備を総合的に支援



国によるLRTに対する支援制度(体系図)

国はLRT等の整備に対して以下の体系で支援を行っている

1. 補助制度

(1) 社会資本整備総合交付金
対象: 地方公共団体等

(2) 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金

交通サービス利便向上促進事業
対象: 事業者

(3) ・鉄道施設総合安全対策事業費補助金
・地域公共交通確保維持改善事業費補助金
(鉄道軌道安全輸送設備等整備事業)

対象: 事業者

2. 税制

(1) 低床式車両に係る固定資産税の特例

対象: 事業者

(2) 鉄道の安全性向上設備に係る固定資産税の特例

対象: 事業者

3. 地方財政措置

(1) 地方交付税 対象: 地方公共団体

4. 法制度

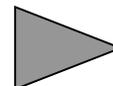
地域公共交通活性化再生法に基づく軌道運送高度化事業

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（交通サービス利便向上促進事業）（非公共）
 訪日外国人旅行者等の移動に係る利便性の向上の促進を図るため、ICカードの導入等を支援

1. 補助対象事業者 鉄軌道事業者
2. 補助率 国 : 1 / 3
3. 補助対象設備 ICカード（全国相互利用可能なもの（※）に限る。）の利用を可能とするシステム、
ロケーションシステム（訪日外国人旅行者が移動を円滑に行う際に必要な情報の多言語表記等を行う
ものに限る。）等
4. 平成29年度補正予算額 50.0億円の内数
 平成30年度予算額 96.3億円の内数



全国相互利用可能なICカード



ロケーションシステム

（※）Kitaca、Suica、PASMO、TOICA、manaca、ICOCA、PiTaPa、SUGOCA、はやかけん及びnimocaの全国主要エリアで利用可能な10種類のカードを指す。

（留意事項）

・本事業については、訪日外国人旅行者における移動の円滑化のため、車両内において次停車駅に関して多言語での情報提供を行うことが望ましい。

地域鉄道の安全輸送の確保（公共）

鉄道施設総合安全対策事業費補助（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業）（公共）

安全な鉄道輸送を確保するために地域鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備の更新を支援

- | | |
|----------------|--|
| 1. 補助対象事業者 | 鉄軌道事業者 |
| 2. 補助率 | 国 : 1 / 3 または 1 / 2 (※) |
| 3. 補助対象設備 | レール、マクラギ、落石等防止設備、
ATS、列車無線設備、防風設備 等 |
| 4. 平成29年度補正予算額 | 27.6億円の内数 |
| 平成30年度予算額 | 39.8億円の内数 |

※「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく鉄道事業再構築事業を実施する事業のうち財政状況（財政力指数要件）の厳しい地方公共団体が支援する費用相当分について、補助率 1 / 2 等



軌道改良



法面固定



ATS

地域鉄道の安全輸送の確保（非公共）

地域公共交通確保維持改善事業費補助金（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業）（非公共）

安全な鉄道輸送を確保するために地域鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備の更新等を支援

- | | |
|------------|--|
| 1. 補助対象事業者 | 鉄軌道事業者 |
| 2. 補助率 | 国：1/3または1/2（※1） |
| 3. 補助対象設備 | レール、マクラギ、落石等防止設備、
ATS、列車無線設備、防風設備、
車両等（※2） |

※1 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく鉄道事業再構築事業を実施する事業のうち財政状況（財政力指数要件）の厳しい地方公共団体が支援する費用相当分について、補助率1/2等

※2 車両以外の設備整備等については、鉄道事業再構築実施計画に基づき行われる場合を除き、当該設備の修繕を行う場合に限る

- | | |
|----------------|------------|
| 4. 平成28年度補正予算額 | 25.1億円の内数 |
| 平成29年度予算額 | 209.5億円の内数 |

（参考）平成28年度
補助実績

レール交換、枕木交換、分岐器交換、道床交換、電柱更新、
電車線更新、踏切保安設備更新、車両更新等



軌道改良



法面固定



ATS



車両の更新

地域鉄道に対する支援策(固定資産税の特例措置)

鉄道の安全性向上設備に係る固定資産税の特例措置

- 特例措置の対象 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業等に係る補助の交付を受けて取得した鉄道の安全性向上に資する償却資産
- 特例措置の内容 固定資産税の課税標準を5年間1/3に軽減
適用期限：平成31年3月31日まで
(平成29年度税制改正要望により、平成31年3月31日まで2年間延長)



車両の更新

低床式車両に係る固定資産税の特例措置

- 特例措置の対象 低床式車両 (LRV)
- 特例措置の内容 固定資産税の課税標準を5年間1/3に軽減
適用期限：平成31年3月31日まで
(平成29年度税制改正要望により、平成31年3月31日まで2年間延長)



低床式車両

③ 地域鉄道対策 (地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく制度)

地域公共交通活性化再生法の概要

地域公共交通活性化再生法の基本スキーム

基本方針（国土交通大臣・総務大臣が策定）

- 地域公共交通の活性化及び再生の意義・目標
- 地域公共交通網形成計画の作成に関する基本的な事項
- 地域公共交通の活性化及び再生に関する事業の評価に関する基本的な事項 等

地域公共交通網形成計画（地方公共団体が作成）

- 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- 区域・目標・計画期間
- 実施事業・実施主体
- 計画の達成状況の評価 等

協議会を開催し作成
 （地方公共団体・交通事業者・
 道路管理者・利用者・学識者等
 から構成）

地域公共交通特定事業

（地域公共交通網形成計画に事業実施を記載）

軌道運送高度化実施計画

（事業者）

道路運送高度化実施計画

（事業者）

海上運送高度化実施計画

（事業者）

鉄道事業再構築実施計画

（地方公共団体・事業者）

地域公共交通再編実施計画

（地方公共団体）

鉄道再生実施計画

（地方公共団体・事業者）

国土交通大臣が認定

軌道運送高度化事業
 （LRTの整備）

（事業者）

道路運送高度化事業
 （BRTの整備）

（事業者）

海上運送高度化事業
 （海上運送サービス改善）

（事業者）

鉄道事業再構築事業
 （鉄道の上下分離等）

（事業者）

地域公共交通再編事業
 （公共交通ネットワークの再構築）

（事業者）

鉄道再生事業
 （廃止届出がなされた鉄道の維持）

（事業者）

法律の特例措置等により計画の実現を後押し

認定を受けた計画に対する法律上の特例措置

事業名	イメージ	事業概要	主体 上段：計画策定主体 下段：事業実施主体	主な特例措置
軌道運送 高度化事業		定時性、速達性及び快適性に優れた軌道運送を確保する事業	事業者	○軌道法の特例（第10条第1項・第2項） ・計画認定による軌道経営特許のみなし取得 （軌道整備事業と軌道運送事業に分けて特許をみなし取得可） ○地方債の特例（第12条）
			事業者	
道路運送 高度化事業		定時性、速達性及び快適性に優れた道路運送を確保する事業	事業者	○道路運送法の特例（第15条） ・計画認定による事業許可等のみなし取得 ○地方債の特例（第17条）
			事業者	
海上運送 高度化事業		定時性、速達性及び快適性に優れた海上運送を確保する事業	事業者	○海上運送法の特例（第20条） ・計画認定による事業許可等のみなし取得
			事業者	
鉄道事業 再構築事業		継続が困難又は困難となるおそれのある鉄道事業について、経営改善を図りつつ上下分離等の事業構造の変更により存続を図る事業	地方公共団体・事業者共同	○鉄道事業法の特例（第25条第1項・第2項） ・計画認定による事業許可等のみなし取得 （地方公共団体が鉄道線路を保有して運行事業者に無償で使用させる場合には、計画認定の審査に際して、経営上の適切性の審査を要しない）
			事業者	
地域公共交通 再編事業		路線再編、デマンド交通への転換その他の地域公共交通ネットワークの再編を図るための事業	地方公共団体	○鉄道事業法・軌道法・道路運送法・海上運送法の特例（第27条の4～第27条の7） ・計画認定による事業許可等のみなし取得（道路運送法については運賃の上限認可等のみなし取得を含む。） ・バス事業に係る計画阻害行為の防止
			事業者	
鉄道再生事業		鉄道事業者と市町村が連携して、事業の廃止届出がなされた鉄道事業の維持を図る事業	地方公共団体・事業者共同	○鉄道事業法の特例（第27条第1項～第5項） ・鉄道再生計画作成協議中における廃止届出に係る廃止予定日の延長を容認 ・協議不調の場合、鉄道再生計画の期間後一定の場合に廃止届出から廃止までの必要期間を短縮等
			事業者	

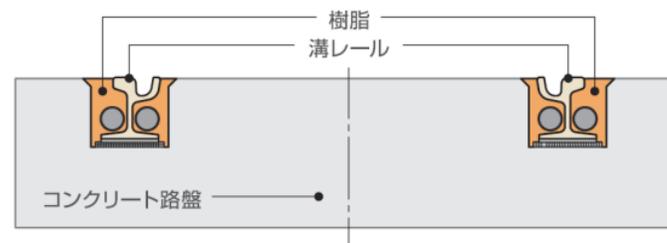
1. LRVの導入・運行

車両は、利用者の乗降に配慮した低床式で、低振動、低騒音等快適な乗り心地を実現した動力性能を持ち、街の景観と調和したデザイン性に優れたLRVを導入し、運行する。



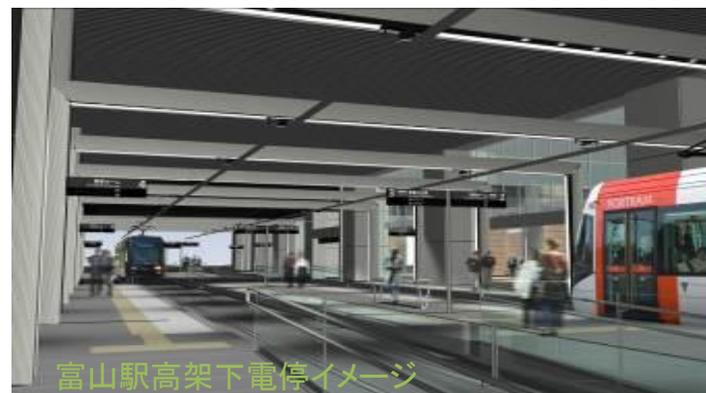
2. 制振軌道の保有・整備

軌道は、騒音や振動を抑制するため、レールを樹脂で固定する制振軌道を保有・整備。



3. 停留場バリアフリー化等

電停は、ホームと車両との隙間解消などのバリアフリー化を図る。運行情報をリアルタイムで提供する表示器を設置するなど乗車待ちの負担軽減を図る。更に、電停や柱のデザインにおいてもまちづくり計画の一環として、統一化を図り、都市景観に配慮する。



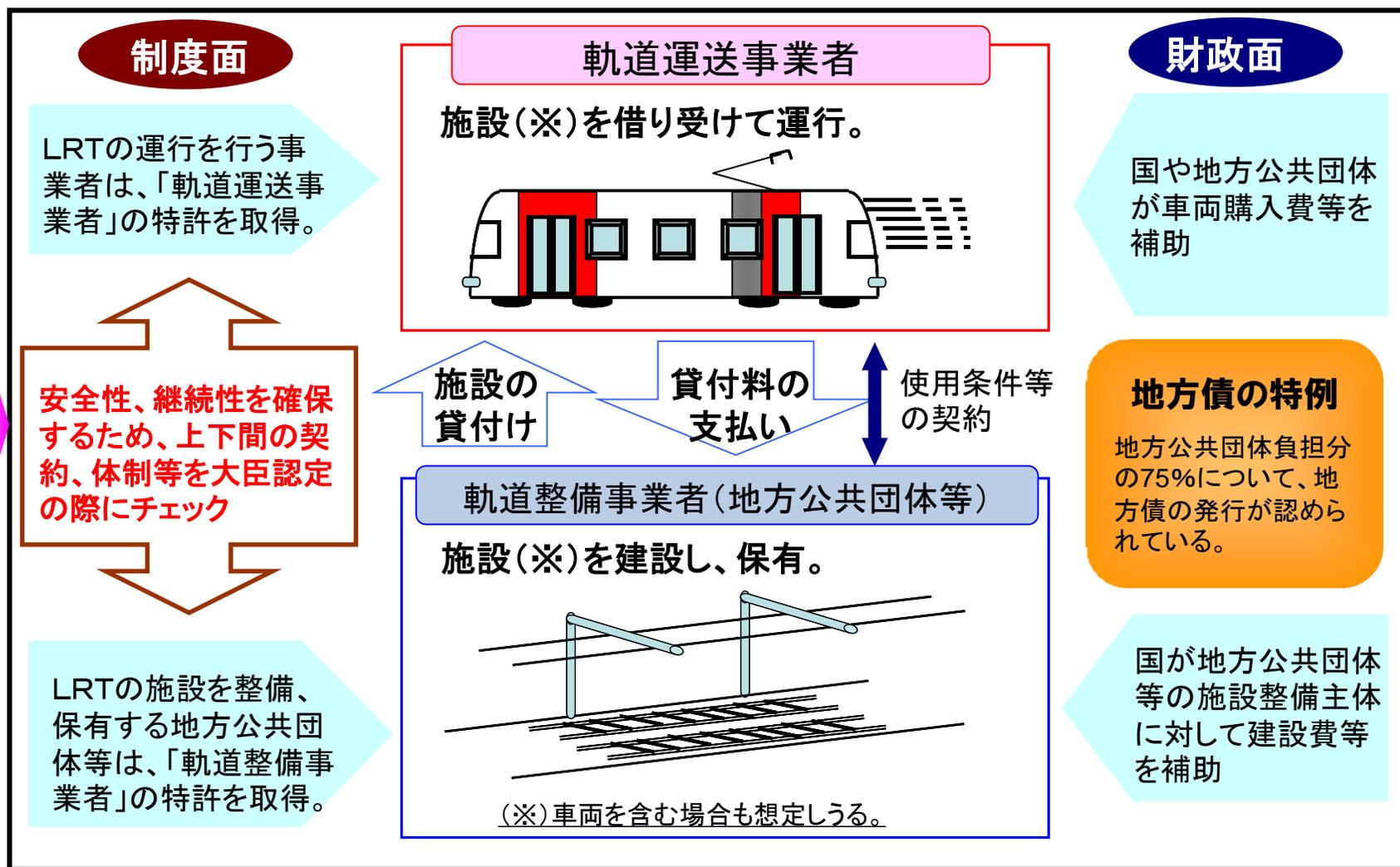
軌道運送高度化事業の概要②

地域公共交通活性化再生法に基づく軌道運送高度化事業により、事業者のインフラ整備負担を軽減した上で、効率的な整備と整備後の安全運行・安定経営を確保することが可能になった。

地域公共交通網形成計画（地方公共団体・関係者が作成）

軌道運送高度化実施計画（大臣が認定）

認定効果



事業名	認定年度	種別 (※)	事業主体名	路線名	事業内容
富山軌道運送高度化事業	平成19年度	上	富山地方鉄道	富山都心線	軌道施設の整備 低床式車両の導入 等
		下	富山市		
	平成25年度	上	富山地方鉄道	富山駅南北接続線	軌道施設の整備 低床式車両の導入 等
		下	富山市		
	平成27年度	上	富山ライトレール (三セク)	富山港線	軌道施設の整備 低床式車両の導入 等
		下	富山市		
札幌軌道運送高度化事業	平成25年度	-	札幌市	都心線	軌道施設の整備 低床式車両の導入 等
芳賀・宇都宮軌道運送高度化事業	平成28年度	上	宇都宮ライトレール (三セク)	宇都宮ライトレール線	軌道施設の整備 低床式車両の導入 等
		下	宇都宮市・芳賀町		

※上:軌道運送事業者 下:軌道整備事業者

鉄道事業再構築事業

- **継続が困難又は困難となるおそれのある旅客鉄道事業を対象**
- **地方公共団体等と鉄道事業者が共同で鉄道事業再構築事業の計画を作成し、実施**

計画内容

経営の改善
地方公共団体等の支援

+

事業構造の変更
例：上下分離



目的

当該路線における
輸送の維持



国土交通大臣による計画の認定

特例措置

1. 鉄道事業法の許可等を受けなければならないもの等について、計画の認定により一括で許可等を受けたものとみなす等の特例
2. 現行の鉄道事業法では実施できない「公有民営」方式の上下分離(※)について、同法における事業許可基準のうち事業採算性に係るものを適用しないことにより、その実施を可能とする特例

(※) 地方公共団体が鉄道線路を保有し、これを運行事業者に無償で使用させるもの。この場合、計画認定の審査に際して、経営上の適切性の審査を要しない。

支援措置

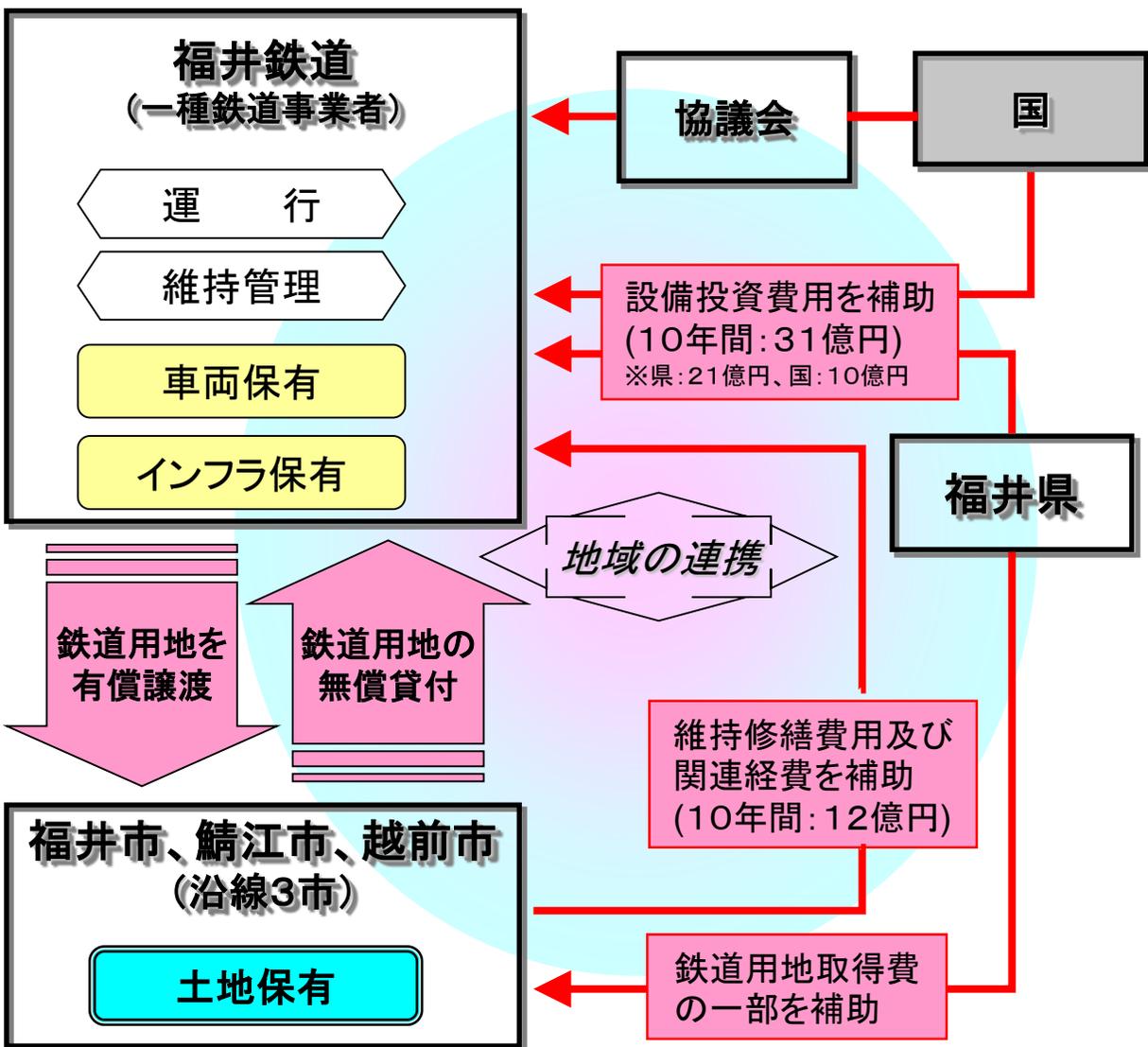
鉄道設備整備に対する『鉄道軌道安全輸送設備等整備事業』の予算(補助率かさ上げ等)、税制特例等を含む総合的なパッケージにより重点的に支援。

No	鉄道事業者		事業構造の変更内容	実施計画期間	
	実施前	実施後			
1	(第一種) 福井鉄道	(第一種) 福井鉄道	【重要な資産の譲渡】 ・福井鉄道が鉄道用地を福井市、鯖江市、越前市に有償譲渡。 →福井鉄道へ無償貸付。	H21.3月～H30.3月 (10年間)	
2	(第一種) 若桜鉄道	(第二種) 若桜鉄道 (第三種) 若桜町、八頭町	【上下分離(公有民営)】 ・若桜鉄道が鉄道用地・鉄道施設を若桜町、八頭町へ無償譲渡(H28より車両も含む)。 →若桜鉄道へ無償貸付。	H21.4月～H31.3月 (10年間)	
3	(第一種) 三陸鉄道	(第一種) 三陸鉄道	【重要な資産の譲渡】 ・三陸鉄道が鉄道用地を沿線8市町村(※)に無償譲渡。 →三陸鉄道へ無償貸付(変更後は、震災から復旧した施設等も含む)。 (※)久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市、釜石市、大船渡市	当初	H21.12月～H26.3月 (5年間)
				変更後	H21.12月～H30.3月 (10年間)
4	(第一種) 信楽高原鐵道	(第二種) 信楽高原鐵道 (第三種) 甲賀市	【上下分離(公有民営)】 ・信楽高原鐵道が鉄道用地・鉄道施設・車両を甲賀市へ無償譲渡。 →信楽高原鐵道へ無償貸付。	H25.4月～H35.3月 (10年間)	
5	(第一種) 北近畿タンゴ鐵道	(第二種) WILLER TRAINS (第三種) 北近畿タンゴ鐵道	【上下分離(民営分離)】 ・運行主体としてWILLER TRAINSを設立。 ・北近畿タンゴ鐵道が鉄道用地・鉄道施設・車両を保有。 →WILLER TRAINSへ有償貸付。	H27.4月～H37.3月 (10年間)	
6	(第一種) 近鉄 (内部・八王子線)	(第二種) 四日市あすなろう鐵道 (第三種) 四日市市	【上下分離(公有民営)】 ・運行主体として四日市あすなろう鐵道を設立。 ・近鉄(内部・八王子線)が四日市市へ鉄道施設・車両を無償譲渡、鉄道用地を無償貸付。 →四日市あすなろう鐵道へ無償貸付。	H27.4月～H37.3月 (10年間)	
7	(第一種) 山形鐵道	(第一種) 山形鐵道	【重要な資産の譲渡】 ・山形鐵道が鉄道用地を長井市、南陽市、白鷹町、川西町に無償譲渡。 →山形鐵道へ無償貸付。	H28.12月～H33.3月 (5年間)	
8	(第二種) 伊賀鐵道	(第二種) 伊賀鐵道	【上下分離(公有民営)】 ・近鉄(伊賀線)が伊賀市へ鉄道施設・車両を無償譲渡、鉄道用地を無償貸付。 →伊賀市が伊賀鐵道へ無償貸付。	H29.4月～H39.3月 (10年間)	
	(第三種) 近鉄(伊賀線)	(第三種) 伊賀市			
9	(第二種) 養老鐵道 (第三種) 近鉄(養老線)	(第二種) 養老鐵道 (第三種) (一社)養老線管理機構	【上下分離(民営分離)】 ・運営主体として(一社)養老線管理機構を設立。 ・近鉄(養老線)が(一社)養老線管理機構へ鉄道施設・車両を無償譲渡、 鉄道用地を有償貸付。 →(一社)養老線管理機構が養老鐵道へ無償貸付。	H30.1月～H39.3月 (10年間)	

福井鉄道の鉄道事業再構築事業の概要

再構築事業実施スキーム

(計画期間:10年間 平成21年3月~30年3月)



具体的施策と効果

平成29年度(計画最終年度)

- 輸送人員は利用促進策により、年間200万人台に増加。(19年度:161万人)
- 鉄道事業収支は、増収・経費減により収支の均衡が図られ、将来にわたり安全・安定した運行を継続。

- **安全対策の強化**
 - ◇ 設備投資の充実[10年間:31億円]
 - ◇ 維持修繕の充実[10年間:12億円]
- **営業の強化とソフト面での利便性向上**
 - ◇ 運賃全般の見直し
 - ・企画乗車券の充実、高齢者割引制度の導入、運賃体系の見直し
 - ◇ 地域との連携
 - ・沿線サポート団体等との連携強化、地域イベントとの連携強化、「カー・セーブデー」の推進、法人利用の促進
 - ◇ 利便性向上
 - ・終電の繰り下げ、急行運行の見直し
 - ◇ サービス向上
 - ・接客サービスの向上、設備(駅・車両)改善
- **ハード面での利便性向上**
 - ◇ 駅の新設[4駅]
 - ◇ パークアンドライド駐車場の新增設 等 [約270台:10駅]